

登記相談を利用されるお客様へ

予 約

- **登記相談は予約制です。**
- 事前に電話又は窓口で相談日時を予約願います。
- 予約を行わず来庁された場合には、予約の上、予約した相談時間までお待ちいただくか、再度来庁していただくこととなります。

対象者

- **登記の申請を予定する当事者ご本人様**

相 談 時 間

- 相談の時間帯は、**9時から12時まで、13時から16時30分まで**ただし、**土・日・祝日・年末年始の休日**を除きます。
- 1回の相談時間は、**20分以内**とさせていただきます。

相 談 内 容

- 不動産登記、商業・法人登記について、法務局ホームページに掲載の登記申請書記載例により、**申請手続の一般的な説明**を行います。
- 登記申請書については、別途、ご自身で作成していただく必要があります。

審 査

- 登記相談窓口では、登記申請の「審査」はできません。
- 登記申請の受付後、登記官が審査を行います。

ご注意

- 登記申請書の作成は、司法書士に依頼することもできます。
- お客様ご自身で、登記申請書を作成される場合には、法務局ホームページから、登記申請書様式・記載例や添付書類について、ご確認ください。

【法務局ホームページ】 <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

相談予約先の電話番号〔岐阜地方法務局〕

岐阜地方法務局（本局）	TEL 058-245-3181
八幡支局	TEL 0575-67-1411
大垣支局	TEL 0584-78-3347
美濃加茂支局	TEL 0574-25-2400
多治見支局	TEL 0572-22-1002
中津川支局	TEL 0573-66-1554
高山支局	TEL 0577-32-0915

※ 商業・法人登記に関する相談予約は、岐阜地方法務局（本局）へご連絡ください。